

新型コロナウイルス対策

一時金、協力金のお知らせ

本会運営につきましては、日頃よりご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策支援として現在受け付けております一時金、協力金についてご案内いたします。

申請用紙の入手や記載等については川俣町商工会までご相談ください。

■売上の減少した中小事業者に対する一時金(福島県版一時金第3弾)

・受付期間: 令和3年9月1日(水)から11月12日(金)まで

・対象事業者:

福島県まん延防止等重点措置等に基づく要請に伴い、

①飲食店の時短営業により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等

②不要不急の外出自粛により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等

・交付要件

令和3年8月または9月の売上が令和元年又は令和2年の同月と比べて**30%以上減少**したこと ほか

・交付額: **一律20万円**

※令和3年9月を売上減少の基準月として申請する場合は、10月1日(金)以降に申請を受付けます。

■新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(その他の地域(重点措置3市を除く)における時短協力金)

・受付期間: 令和3年9月1日(水)から10月29日(金)まで

・対象事業者: 接客を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店

・主な要件:

令和3年8月8日(日)午後8時から令和3年9月1日(水)午前5時までの期間、営業時間を短縮するとともに、酒類の提供を午後7時までとすること(休業も含む) ほか

・交付額: 前年度または前々年度の1日当たりの売上高に応じて1日あたり 2.5~7.5万円 ほか

※9月1日~9月12日の期間分の申請は9月13日(月)の受付開始を予定しております。

お問合せ : 川俣町商工会 TEL565-2377